

2 区の基本構想・行政計画

区では、区がめざすべき将来像を明らかにする区政運営の指針として、平成21年12月に新たな基本構想を策定した。

また、基本構想の策定を受けて、基本構想が目標年次とする30年代初頭までの、前半5か年を計画期間とする長期計画を22年3月に策定した。

(1) 基本構想

基本構想は、総合的・計画的な行政運営を図るために定めるもので、平成23年5月の地方自治法改正以前は、区市町村は、議会の議決を経て策定するよう義務付けられていた。区では新たな基本構想の策定に当たり、19年4月に新練馬区基本構想策定方針を定め、この方針に基づき検討を進めた。目標年次は、30年代初頭とした。

●練馬区の将来像を考える区民懇談会

公募区民や区内各界で活躍中の区民83人により構成する標記の懇談会を平成19年8月に設置した。区民懇談会は、4分野の分科会に分かれ、「区のめざすべき将来像」や「将来像の実現に向けた取り組みの方向性」などについて検討し、20年3月に報告書を区長に提出した。

●練馬区基本構想審議会

学職経験者6人、練馬区の将来像を考える区民懇談会の代表10人の計16人で構成する審議会を、平成20年4月に設置した。審議会は、区民懇談会の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から検討した。11月には「中間のまとめ」を行い、その後に区民との意見交換会を開催するなど区民の意見も聴取したうえで、21年5月に新たな基本構想に盛り込むべき内容を答申した。

●新たな基本構想の策定

基本構想審議会の答申を受け、区では、平成21年7月に素案を取りまとめた。その後、区民意見反映制度による意見募集や、区民と区長のつどい、各種団体への説明会や懇談会の実施、意識意向調査などを通じ、多くの区民から寄せられた意見を踏まえ、21年第四回区議会定例会での議決を経て、21年12月に新たな基本構想を策定した。基本構想では、練馬区のめざす10年後の姿として、「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」を掲げている。

(2) 長期計画（平成22年度～26年度）

新たな基本構想を実現する道筋を示すものとして、平成22年度から26年度までの5か年を計画期間とする長期計画を22年3月に策定した。長期計画は、基本構想と一体的に検討を進め、区民意見反映制度や説明会などを通じて寄せられた、多くの区民の意見を踏まえて取りまとめた。

この長期計画は、基本計画と実施計画で構成されている。

●基本計画

1 分野別の政策と重点事業

計画期間内に取り組む政策・施策・事業を、5つの分野に分け体系化した（28～29ページ参照）。

(1) 次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野

子育て家庭への支援や保育サービスの充実、青少年の健全育成に向けた取組など、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを進める。また、開かれた学校づくりにより、地域の様々な資源を活かした学校教育の充実を図るとともに、学校を地域の核として位置付け、地域とのかかわりの中で「生きる力」を育てる機会を充実する。

(2) 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野

区民自らの健康づくりを促進・支援するとともに、区と医療機関との連携を推進し、保健・医療環境を整備する。また、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人がその状況に応じて適切な支援を受けながら、社会参加ができるよう、地域の様々な資源や人の連携によって地域福祉を推進するとともに、福祉サービスの充実を図る。

(3) にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野

区民の多様な活動を活性化し、地域の人々のふれあいを通じたつながりをつくる。また、地域の特性を活かした産業の振興により、まちのにぎわいを創出する。さらに、区民と区が力を合わせて、安心して生活できる地域づくりを進める。

(4) 環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野

区民・事業者と区が連携して、身近な暮らしや事業活動を環境への負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくとともに、みどりや水など区の自然環境を活かしたまちづくりを進める。また、道路、交通機関、公共施設などの都市基盤を、災害に強く、便利で快適に生活できるよう整備する。

(5) 未来を拓く区政経営を進める～行政運営分野

区民の参加・参画の仕組みづくりや、区政に関する分かりやすい情報提供を進める。また、様々な地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する。そして、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を行う。

2 ねりま未来プロジェクト

基本構想に基づき、区民との協働により分野横断的に推進する重点事業として、5つのねりま未来プロジェクトを計画化した。このねりま未来プロジェクトは、それぞれのプロジェクトのテーマに基づき、各政策分野で行っている事業を相互に連携させながら、横断的・総合的に展開するものである。また、プロジェクト相互の連携を図る取組を進める。

- ① みどりプロジェクト
- ② 農プロジェクト
- ③ アニメプロジェクト
- ④ 人づくりプロジェクト
- ⑤ 地域コミュニティ活性化プロジェクト

●実施計画

平成22年3月には、計画期間の前半3か年（22年度～24年度）の財政計画と、計画事業の5年後の目標と前半3か年の年次別事業計画を明らかにするものとして、実施計画を策定した。この実施計画については、長期計画期間の中間に当たり、東日本大震災や長期の円高傾向による国内景気の低迷など、区政を取り巻く社会経済情勢の変化や区民要望を踏まえたうえで見直し、災害対策の強化や、区民要望の高い保育所待機児の解消、特別養護老人ホームの整備などの充実を盛り込んだ後期実施計画（24年度～26年度）として、24年3月に策定した。

●計画を実現する仕組み

計画を実効性あるものとするため、行政評価制度との連動を図り、施策ごとに成果を測る指標（モノサシ）と目標値を設定している。これらの指標について進捗状況を点検・評価し、改革・改善するPDCAサイクルを構築し、目標の達成に向けて取り組むこととしている。

《練馬区長期計画（平成22年度～26年度）政策と施策の体系》

1 子ども分野

次代を担う子どもの健やかな成長を支える

- 11 子どもと子育て家庭を地域で支える
 - 111 地域で子育てを支える
 - 112 就学前の子どもの成長を支える
 - 113 学齢期の子どもの成長を支える
 - 114 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する
- 12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める
 - 121 地域の特徴を活かした教育を推進する
 - 122 幼稚園教育を充実する
 - 123 小中学校の教育内容を充実する
 - 124 教育環境を充実する
 - 125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す
- 13 青少年を健やかに育成する
 - 131 青少年の自主的な活動を支援する
 - 132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

5 行政運営分野

未来を拓く区政経営を進める

- 51 持続可能な区政経営を行う
 - 511 参加と連携による開かれた行政を進める
 - 512 健全な財政運営を行う
 - 513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う
 - 514 区税負担の公平性を確保する
 - 515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する
 - 516 医療保険等制度運営を行う

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

- 21 健康な暮らしを支える
 - 211 健康づくりを支援する
 - 212 健康づくりの条件整備を行う
 - 213 健康に関する危機管理を行う
 - 214 安全な衛生環境を確保する
- 22 安心して医療を受けられる環境を整える
 - 221 地域における医療体制を確立する
- 23 地域で福祉を支える
 - 231 地域福祉活動との協働を進める
 - 232 保健福祉の総合支援体制を確立する
 - 233 保健福祉サービスの利用を支援する
 - 234 福祉のまちづくりの考え方を広める
- 24 高齢者の生活と社会参加を支援する
 - 241 高齢者の多様な社会参加を促進する
 - 242 特定高齢者等を支援する
 - 243 要支援・要介護高齢者を支援する
 - 244 高齢者の生活基盤づくりを支援する
 - 245 地域で高齢者を支える
- 25 障害者が自立して生活できるよう支援する
 - 251 総合相談体制を構築する
 - 252 サービス提供体制を拡充する
 - 253 障害者の就労を促進する
 - 254 障害者の社会生活を支援する
- 26 生活の安定を図る
 - 261 生活の安定に向けた自立支援を行う

〈凡例〉

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える	…… 分野別目標	政策数 22
11 子どもと子育て家庭を地域で支える	…… 政策(分野別目標を実現するために展開する施策の目標・ビジョン)	施策数 77
111 地域で子育てを支える	…… 施策(政策を実施するための具体的な手段、戦略)	

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

31 まちの地域力を高める

- 311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
- 312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

32 経済活動を活発にする

- 321 練馬区の特徴的な産業を支援する
- 322 中小企業の経営を支援する
- 323 中小企業の勤労者と就労を支援する
- 324 消費者の自立を支援する
- 325 都市農地を保全し都市農業を支援する
- 326 魅力的な商店街づくりを進める
- 327 まち歩き観光を推進する

33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

- 331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
- 332 読書活動を支援する
- 333 スポーツ活動を支援する
- 334 文化財を保存・活用・継承する
- 335 多様な文化・社会への理解を進める

34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

- 341 犯罪等に対する態勢を強化する
- 342 自然災害に対する態勢を強化する

35 平和と人権を尊重する

- 351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
- 352 人権の尊重と男女共同参画を進める

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する快適なまちを形成する

41 みどり豊かなまちをつくる

- 411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
- 412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

- 421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
- 422 まちづくりで環境に配慮する
- 423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
- 424 ごみの発生を抑制する
- 425 リサイクルを進める
- 426 ごみの適正処理を進める

43 良好な地域環境をつくる

- 431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
- 432 まちの美化を進める

44 地域特性に合ったまちづくりを進める

- 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
- 442 土地利用を計画的に誘導する
- 443 調和のとれた都市景観を形成する

45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

- 451 良好な市街地を形成する
- 452 まちの拠点機能を向上させる
- 453 災害に強いまちをつくる
- 454 だれもが利用しやすいまちをつくる

46 良好な交通環境をつくる

- 461 公共交通を充実する
- 462 道路交通ネットワークを整備する
- 463 快適な道路環境を整備する

47 安心して生活できる住まいづくりを進める

- 471 公共賃貸住宅を管理・運用する
- 472 良質な住まいづくりを支援する
- 473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する